

日本国憲法第 25 条「文化」概念の研究—文化権 (cultural right) との関連性—

中村美帆

人間が文化的環境で生きることを人権として認める「文化権 (cultural right)」とは、第二次世界大戦後に国際社会で議論が進められてきた発展途上の概念である。日本の文化政策研究では、文化権に国内法の根拠を与えることで、芸術振興をはじめとする文化政策の実践を拡充することが目指されてきた。しかし日本国憲法の条文で唯一「文化」という文言を含む第 25 条第 1 項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」については、これまでの法学の解釈の蓄積から、第 25 条を以て日本において文化権が保障されているとは言えないという見解が主であった。

第 25 条の「文化」という文言はどのような意味を持つのか。それは文化権と何らかの関連性を持ち得るものなのか。本博士論文の目的は、日本国憲法第 25 条の「文化」概念について、成立に至る思想的、歴史的背景を検証し、文化政策における文化権との関連性を明らかにすることである。

第 1 章「憲法第 25 条に関する議論の現状と課題」では、主に法学の先行研究を整理し、第 25 条の「文化」という文言は、長らく研究対象として主題化されてこなかったことを確認した。

第 2 章「憲法第 25 条の成立の経緯」では、日本国憲法成立史の先行研究を参照し、憲法第 25 条に「文化」という文言が用いられた経緯を検証した。GHQ 案には存在せず、日本の国会の審議過程で社会党の提案によって挿入された第 25 条第 1 項だが、生存権を具体化する「文化」の意味については、原始的な反対の意味の、国や時代の状況に応じた水準という以上の議論は行われなかった。

第 3 章「日本国憲法成立過程における「文化」に関する議論」では、研究方法の確認として、第 25 条だけでなく憲法成立過程全体に射程を広げて、文化に関してどのような議論が行われたかを検証した。その結果、憲法成立過程においては、第 25 条に限らず「文化」が論じられる場面が多々あったこと、中でも頻繁に用いられたのは、戦後日本は文化国家を目指すべきという「文化国家」論だったことが明らかとなった。

第 4 章「附帯決議「文化国家」概念に見える敗戦直後の「文化」観」では、日本国憲法における「文化」概念の理解の糸口として、憲法の付帯決議にも用いられた「文化国家」概念を検証した。その結果、憲法成立当時の「文化」概念の特徴として、①平和、民主、人権との親和性の高さ、②主に政府系の文化国家論における、教育（陶冶・道徳）・学問・芸術といったドイツの *Kultur* 概念に近い理解、③教育への関心が高く、それが「文教」すなわち教育の文脈の中で「創造」を担うものとして「文化」を位置づける今日の文部省・文部科学省の政策の流れにつながったこと、以上 3 点が明らかになった。

第 5 章「日本国憲法第 25 条「文化」の由来と意味—思想的、歴史的背景—」では、憲法

第 25 条第 1 項「文化」概念の由来と意味を明らかにするべく、憲法第 25 条に至る議論の思想的、歴史的背景を検証した。憲法第 25 条第 1 項挿入の立役者である森戸辰男と鈴木義男は、ワイマール憲法下のドイツに留学した大正デモクラットであり、動物的な意味で生存をつなぐのに留まらない人間に値する生活を表現するのに「文化」という文言を用いた。とりわけ鈴木は贅沢ではないが通常の文明の恩沢を享受し、芸術、社交、読書、修養といった人格価値を高められるような文化を享受できる生活の保障を念頭に「人格的生存権」を提唱し、最小限度の肉体の生存とは明確に区別する立場を取った。

以上より、本研究の結論として、日本国憲法第 25 条第 1 項の「文化」概念は、文化政策の「文化」と重なる意味内容を持つ概念であり、同条文は時代に応じた文化的生活を生存権の保障内容に呼び込む文言として、国際的な文化権の議論の動向を踏まえた国内における憲法上の根拠規定として、十分読み得るテキストであることが明らかになる。今後、第 25 条を「文化権」と読むことで法的根拠と見なして文化政策の必要性を説いていくことは、十分可能な立論だと言える。